

# 処 分 基 準

平成15年 8月 1日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第 75 条第 2 項
処 分 の 概 要 :	自動車の使用制限命令
原 権 者 ( 委 任 先 ) :	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条第 1 項 ( 自動車の使用者の義務等 ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第 26 条の 6 ( 自動車の使用の制限の基準 )
処 分 基 準 :	別紙参照
問 い 合 わ せ 先 :	静岡県警察本部運転者教育課
備 考 :	

## 別紙

### 自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

#### 1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

##### (1) 処分対象行為

自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。

##### (2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第117条の2第2号若しくは第3号、第117条の4第5号から第7号まで、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号、又は第119条の3第1項第3号の違反行為をした者であること。

イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車の運転者については、道路交通法第118条第1項第2号若しくは第7号又は第119条第1項第3号の2の違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

##### (3) 処分前歴

自動車運転代行業者が、その自動車運転代行業の用に供される自動車の運転について、過去1年以内に、自動車運転代行業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

#### 2 期間の計算

自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1年間は、365日とするものとする。

#### 3 処分量定の基準

##### (1) 処分量定の基準

自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用

される道路交通法施行令第 26 条の 6 に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった自動車運転代行業者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2) 処分対象行為等に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表 1 に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 処分事情のうち、前記 1 (2) アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表 1 に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 処分事情のうち、前記 1 (2) イに掲げる事情については、別表 2 に掲げる点数を付するものとする。

(ウ) 自動車運転代行業者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記 1 (2) アに掲げる自動車運転代行業者等の違反行為の数え方については、自動車運転代行業者等の下命又は容認ごとに 1 回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表 3 に掲げるとおりとする。

(4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第 26 条の 6 第 1 号及び第 2 号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表 1

## 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区 分	点 数	
酒 酔 い 運 転	36 点	
麻 薬 等 運 転	36 点	
無 免 許 運 転	26 点	
無 資 格 運 転	16 点	
酒 気 帯 び 運 転	16 点	
過 労 運 転 等	16 点	
速 度 超 過 運 転	6 点	
放 置 駐 車 違 反	6 点	
積載物重量制限超過車両運転	10 割以上	6 点
	5 割以上 10 割未満	4 点
	5 割未満	2 点
積載物大きさ制限超過車両運転	2 点	
積載方法制限超過車両運転	2 点	

別表 2

## 交通事故に付する点数

交 通 事 故 の 種 別	点 数
死亡事故	40 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 30 日以上 3 月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 30 日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10 点
建造物損壊事故	

別表 3

## 処分期間の量定

点数 \ 区分	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回以上
6 ~ 10 点		20 日	40 日	60 日
11 ~ 15 点	10 日	30 日	50 日	70 日
16 ~ 20 点	20 日	40 日	60 日	80 日
21 ~ 25 点	30 日	50 日	70 日	90 日
26 ~ 30 点	40 日	60 日	80 日	100 日
31 ~ 35 点	50 日	70 日	90 日	110 日
36 ~ 40 点	60 日	80 日	100 日	120 日
41 ~ 45 点	70 日	90 日	110 日	130 日
46 ~ 50 点	80 日	100 日	120 日	140 日
51 ~ 55 点	90 日	110 日	130 日	150 日
56 ~ 60 点	100 日	120 日	140 日	160 日
61 ~ 65 点	110 日	130 日	150 日	170 日
66 点以上	120 日	140 日	160 日	180 日